

明治中期における少年非行への対応

——石井十次と留岡幸助の「実践」の意義——

田 中 和 男

はじめに

子供が「小さな大人」ではなく、子供としての独立したアイデンティティーを持つと考えられたのは、一般的には、西洋近代においてであったといわれている（アリエス『子供』の誕生）。日本においても、一人前に扱われる前の世代（子供）である十歳代前半が、意味ある時期として考えられだしたのは、おそらく、明治に入ってからのことであろう。文明開化政策のなかで制定された、学制・小学校令などが、六歳からの四年、あるいは六年を学齢年令として、家・村共同体の管理から奪いとつて、國家の一律の枠組みのなかで同一の知識と同一の規律を与えるために組み込んでいったこと、また二十歳以上の男子を徴兵制度によって国家防衛のなかに組織化したこと、民法においては、責任能力を結婚または二十歳以上に認めたことなどの法制度が、大人と子供、あるいはその過渡期としての青年期の存在を国民のなかに常識化していったと思われる。しかし、実態としての十歳代は、義務化されつつある小学校教育から離れる年代でありながら、何かあった場合に、刑罰・賠償の責任を追求できたりそれぞれの職業に就きだ

す二十歳以上の大人とは違つて、半分親がかりであり（親権の許にある）、「身分」としても生徒・学生であるものや、徒弟修業をするものなど、多様なありかたを含んでいる取り扱いにくい時期であった。こうして、問題としての十代・秩序紊乱の原因としての青年期が浮かび上がつてくる。

たとえば、学校制度の面では、小学校の義務化と授業料の無償化が取り入れられ、初等教育の就学率が徐々に高率を示していくが、中等教育以上では、試験地獄からの脱落生徒の増加、学校騒擾の増加が話題となり、工場労働の面では、下層社会の問題として若年者の就業現場の衛生・労働条件の劣悪さが指摘されだしてくる。いわゆる社会問題の発生である。この対策としては、教育での管理の精緻化、十二歳未満の就業を制限する工場法の制定などがよく知られている。それ以外に、この時期に解決すべき問題の一つに考えられたものとして、青年層の非行の問題がある。犯罪、あるいは犯罪にはいたらない逸脱行為、道徳的腐敗に陥った青年層をどう処遇するか、ということが、教育界、司法界、政界において話題にされた。その結実された法として一九〇〇年に制定されたのが、「感化法」であった。非行少年の更生を計るために、普通教育とは別のコースを設け、その実施主体として内務省—地方府県のもとでの感化院の設立を位置づけることを骨格としている。感化法が制定された一九〇〇年の国会においては、青年問題に関係する法令としては、未成年者の喫煙禁止の法律、孤児についての親権の所在を明確化した孤児法が制定された。犯罪との関連では大人の犯罪に対する対応としての監獄費の国庫支出と国家管理の復活、治安警察法の制定などがあるが、感化法の制定も、これらと結びついていたと思われる。

ところで、未成年者の喫煙禁止の法案は、クリスチヤンとしても著名な根本正らの国會議員の提案になるいわゆる「議員立法」の一つであり、内務省が中心となって、系統的に制定した、治安警察法・行政執行法・感化法の政策意图とは別である、とも考えられよう。たとえば、治安警察法の場合、勃興し始めた労働運動・社会主義運動に対する

取締りという明白な強権発動のための法制化であるのに対し、禁煙法は煙草をすうという大人にとっては嗜好の問題、未成年者にとっての非行の芽をむしる犯罪予防的なあるいは青年の保健衛生の問題に関連するにすぎないと見える。「大政治」と「小政治」というべき差異がある。しかし、治安警察法の場合も、女性に対する政治的権利の制限だけではなく、教師に対しては政社の参加権を制限していることを考へても「教育」の場が隠れた争点ともなつた。教育界では、同年の「被選挙権を小学校教員より剝奪」しようとする選挙法改正について議論も行なわれた(『教育時論』99・12・5など)。禁煙法の場合も、生徒・児童の風紀だけではなく、教師・保護者の習慣・風俗が法制定に際して議論の対象になっている。その点では教育の場の秩序形成を共通の課題としていた。実際、制定後の法の施行過程では、秩序の問題を取り扱う内務省が「風俗取締を中心とする目的」として警保局にその監督をとらせた(『時事新報』、00・3・20)。警視庁でも「各警察署長会議を開き同法施行に関する打合せを為し」、未成年者に喫煙禁止を知らさせるために「巡回をして戸口調査の際各戸」に禁煙法の施行の期日を周知させることにした(同記事)。

勿論、未成年者禁煙法は、未成年者の喫煙そのものを取締りの対象とするのではなく、刑罰の対象はあくまでも、喫煙をした未成年者の親権者あるいは販売者であった。しかし、行政処分とはいえ本人の煙草や器具は没収されし、感化院の入院の条件の一つである「不良行為を為し又は不良行為を為すの虞れ」あるものとみなされることにより、これまで犯罪でなかった行為が「犯罪」化する可能性があった。感化法については、法制化の主導性は、内務官僚の小河滋次郎などが果たすが、その施行方法については、刑罰を重とするか、教育を重とするのかをめぐって、帝国議会でも議論が行なわれた。このように、感化法、未成年者禁煙法は犯罪と教育の間のグレーディングをめぐるものであり、あるいは、新しくグレーディングを作っていく役割をもつていたともいえる。本稿は、感化法・未成年者喫煙禁止法制定の議論をめぐって積極的な發言を行なった内務官僚(小河滋次郎)や政治家、議論に参加した社会事業家(留

岡幸助)、議論には参加しなかったが実践の面でその議論に関連する人物(石井十次)などを取り上げて、一九〇〇年前後の身体・嗜好という私事性をめぐる監視と支配の問題を考えてみたい。筆者は先に同じ時期の禁酒運動の展開を取り上げたが(拙稿「酒と健康」)、それと同じ関心から禁煙運動や感化事業の実践のある側面にスポットをあててみたいと考えている。

一 未成年者禁煙法の成立

未成年者禁煙法は、一九〇〇年の第十四議会(一八九九年十一月～一九〇〇年二月)の衆議院に、後に未成年者禁酒法の提案者にもなる、クリスチャンの根本正ら四人を中心として提出された。原案では十八歳未満の幼者の喫煙を対象にしていた。提案の理由は、小学生の喫煙者が増加していることは、衛生上の観点からも、国家の発展という点からも見過しえないものであって、国家は適切に介入することが必要だとするものであった。すなわち、「小学校の子供が輸入の巻煙草を吸ふ者が日々増加」するのを「棄置」くと、「我帝国人民をして、或は支那の今日に於ける有様、又遂に印度の如き結果」をもたらし、「日本帝国人民の元氣を消滅」しかねない。そうならぬいためにも、「子供が煙草を喫むと云ふことは、国是として廢さねばならぬ」。「此帝国をして世界に輝く國」にするためにも「文明國の法律」を採用しなければならない(帝国議会議事録。以下、引用に際し片カナ文を平かなになおした箇所がある)。根本は、若い頃より英学に興味を持ち、中村正直の同人社に学んで、キリスト教を信ずるようになる。その後アメリカ合州国にわたり、約十年間、勉学しさらに労働をした。その間、身についた中心的な考え方が、その当時合州国で拡がっていた禁酒・禁煙の思想であった。一八八九年に帰国後も、同じクリスチャンの安藤太郎や美山貫一

と国内でもその運動を広げ、禁酒・禁煙思想を根づかせるためには教育が必要であり、そのためには、小学校の授業料の無償化も必要だということを訴えた。禁酒・禁煙の主張も国民の風俗・教育の改善と結びついていた。その考え方の基本には、「一人の力によつてその国が亡びもするし又興りもする」とするナショナリズムがあり、「何處でも同じよき教育をうけることが出来る」ような「かたよらぬ」のが「神の愛」だとするキリスト教に対する信仰があった（自伝『回顧八十一年』）。不平等条約の改正という課題は内地難居の始まる一八九九年、半分は解決したもの、さらなる「文明化」が根本にとつては要請された。このあたりのこととを次のよう述べている。

人は教育の力に依りて初めて完全なる人となる者なり而して小学教育は教育の初步なり故に父兄にして最愛の子弟を養成し彼をして有為の人物たらしめんと欲せば先づ第一に其子弟をして教を小学校に受けしめざる可らず又国家にして其人民を誘導し彼をして文明の民たらしめんと欲せば国内の児童をして漏れなく小学教育を受けしめざる可らず小学校は實に人智開発の第一機関にして換言すれば国民の總てが一度は必ず通行すべき天下の公道にほかなりざるなり（学制の原則を生かすためにも）少なくとも小学校の授業料だけは之れを全廃せざる可らず（『教育時論』五〇七号、99・5・15）。

この根本らの主張の背後には、同じキリスト教の影響を受けた婦人矯風会の活動がある。機関誌『婦人新報』は、「我等の同志たる根本」らが提案した喫煙禁止法が成立すれば「我等は遠からず街頭また幼者の鼻頭の噴煙を見る不快を免かるべく、未來国民の健康の為、大いに祝意を表」としたが（三二号、99・12・25）、「少年の喫煙の如き有害無益の惡風に就いては嚴重の取締を望む」という立場を繰り返し表明した（三〇号、99・10・25など）。矯風会全体の活動には、支持基盤を広げて、クリスチヤンだけではなく、「國の品位の優劣は、その國民の風儀の程度の如何による」と考える、司法官僚清浦奎吾なども講演会に参加し発言している（一二号、98・4・20）ことにも注意しなければならない。また、九九年には、日本禁酒同盟と協力して、「少年男女をして全く酒類と煙草とを禁止し心身を潔く」する目標を持つ、日本少年禁酒軍を組織化した。

学校での喫煙の実態がどのようなものかは、それほど明確ではない。政府側（文部省の岡田良平）が答えているように、井上毅が文相のとき、訓令を発して「小学生の喫煙・道具携帯禁止」にしていた（『時事新報』「学校生徒の喫煙禁止」3・14）。新聞の報道は「小学生にして途上煙草を吹かし、或いは校舎の窓間より縷々として煙を舞い出」して「読者の鬱憤」を買っていていることを伝え、慶應義塾でも「嚴重の取締りを設け、休業の間喫煙室にて吹わしむる外、いつさい他の場所にては喫煙を許さ」ないことにしたという（『時事新報』、99・4・16）。前年の『社会雑誌』には山形東根が「教師学生風紀頽廃の性質」を発表し、最近発生した学校騒擾（同盟休校、教員排斥）や教員・学生の破廉恥な行為（猥褻・窃盗など）とならんで小学児童の喫煙問題を取り上げている。これによれば小学生の喫煙は都会だけではなく「各地方の流行物」になっている。そのため喫煙禁止の取り組みも行なわれ、郡役所で開かれた町村委会で「小学生の喫煙を禁すると規約として決議」（愛媛）したり、「学生の喫煙は金銭を徒費するのみならず風儀上の関係なりとて各戸の父兄に懇諭」（滋賀県長浜）した。東京の学制研究会も「学生禁煙に関して文部省に具申」したほか、新潟では市長の「小学生徒を質素に導くの方法」の諮問に対し、「市学務委員会」が学校用の「用具は実用」的なものにすること、衣服・履物の簡素にすることとともに「飲酒喫煙を厳禁する」ことを教員・父兄が「励行」することを求めた、と紹介している（一四号、98・3）。少し時期は後のことであるが、文部省の各学校での飲酒喫煙の状況について報告を求めたのに對して、福岡県の中等学校の状況として「禁煙会の趣旨に基き学校に於て誠告を与ふるは勿論教員風紀生をして家庭下宿屋等をも視察せしむるあり或は生徒各自に於て規約を設け之れが励行を勉むるありて一面喫煙者は却て僚友間に横行を受けるの風あるに反し他面にては家庭の監督行届ざると高等の学校生徒が帰省の際公然之を用いるものあるを見て密かに喫するものあり之を要するに全く喫煙者なしとは断言し難きも漸次之を根絶しつゝあるは疑を容れざる所なり」とあるように、校内での生徒指導の強化、風紀生（生活指導係のようなも

の）や規約の制定、下宿の監視などの管理体制の枠組みが作られている様子がわかる（『教育時論』八三八号、08・7・25）。

業界の反対は当然あった。法案の上呈で、煙草販売業者は「一大恐慌」を來し、煙草同志会を結成して、煙草の害は「程度の問題」であり酒の方が有害であることなどを挙げて反対運動を企てた（『教育時論』五三一、00・1・25）。

議会の議論のなかで疑問とされたひとつは、取締りをするとしても、有効性はあるのかということであった。たとえば、前出の文部官僚・岡田良平も、公衆の面前ではない所とか家庭のなかで、喫煙があつた場合の取締り、あるいは二十歳以下という認定の点で困難を伴うことを認めていた（国会の議論のなかで、幼者が二十歳以下の未成年者に修正された。議事録）。取締る側の川路警視方第一部長も、「丁年以上なると否らざるとは、容易に識別し得べきにあら」すとして、一度注意するにしても「住所氏名を聞き取り、戸籍に就て其未丁年者なることを認め、然る後始めて处罚の手続き」をするとしている（『教育時論』五三九号、00・4・5）。

疑問視されたもうひとつの問題は、取締り自体が必要なのかどうかという、法案の根柢に關わる問題であった。議員提案のこの法律を実行する側にある内務省などの官僚が、比較的この法律には消極的な姿勢を見せたのも、趣味に關わる些末な行動は「人民の自由」に任せたほうが良いとする放任主義的な考え方が背景にあつた。先に引用した福岡県の学校のように、生徒相互、教師から生徒に対するの監視体制が強まることも考えられた。こうした予想される事態に対しても、議会の審議においても、貴族院特別委員会委員長の二条基弘がまとめているように、「未成年者ばかりの喫煙を禁すると云ふことは主意に於ては誰でも賛成」ではあるが、「此事柄は法律を以て制裁を加えるかどうかは別であつて、法律によってではなく「学校とか又は即ち家庭教育の父兄たる者の責任に於てやるべき」とが至

当」だとする反対論があった（議事録）。新聞報道の表現では「本法の目的は何人も同意する所なれども是等の事は社会の制裁と家庭とに一任すべく法律にて規定すべきものにあらず」ということになる（『大阪朝日新聞』、00・2・20）。こうして、一度は貴族院の特別委員会では否決されたりもしている（特別委員会の否決の報告を受けた貴族院の第一読会で、原案を可決した）。

同様の反対論は、マスメディアにおいても展開された。たとえば、各個人の嗜好の自由を前面に立てたのが、福沢諭吉の下にあった『時事新報』であった。時事新報は、法案が衆議院で通過した直後に、「喫煙禁止法案に就て」という社説を掲げて、法案の不備を批判している。社説も「軟弱なる幼年者」については戸内では父兄が注意し、父兄の目の届かない「戸外の監督」は「警察に一任」することは止むを得ないとして認めていた。しかし「警察の干渉は凡そ小学年齢の幼者に止め其以上に及ぼざるを至當」とした。だいたい「男女共に十四五歳以上と為れば智慮分別も相當に發達して略ぼ一身を始末するの能力を得るもの」であって、一身の「独立の域に進みたる」とみなすべきである。刑法でも「十六歳以上の犯罪者」は「一人前の智慮分別を有するものとして其行為の責に任せしめ」られるのである。「喫煙の一ことに限り独立の判断のなきものとして公力を以て之れに干渉するは事の權衡を得たるに非ず」。創設者が一国の独立の前提にして一身の独立を重視した姿勢を受けついで個人の趣味や行為の私事性・自己責任性をまず確保することで、国家の干渉を最小限にしようとしている（『時事新報』00・1・29）。同紙の他の社説では、政府と個人の職分を論じて「國ありて然る後に人あるに非ざれば教育衛生等の事に政府がいらざる世話して之に干渉するのみならず自から学校を建て自から人民を教育する如きは無稽の甚だしきもの」と批判している（「國家主義と個人主義」00・4・16）。

『時事新報』では、寄書欄にも「李兵衛」という人物が投書して喫煙というような、禁止するにしても「家庭の制

裁」せいぜい「社会の制裁に由て行はる可き筈の斯る事柄を国会に持出して法律たらしむるの止むを得ざると云ふ我國民の氣品低さを慨嘆」している（「喫煙禁止法と僧侶の責任」00・4・9）。勿論、李兵衛も「法律となりたる以上は」は「國民」としては「遵法」するだけではなく「其執行を帮助するの義務」あることを認め「仏教坊主等も宣しく基督教信徒の驟尾に附て身躬ら品行を正しくするは勿論社会改良の実地問題」にも「尽力」することを求めている。新報も、法がいつたん成立すれば、実施の面で個人の自由の制限にならないよう注意を喚起する姿勢に転じている。「我輩の掛念に堪へざるは世間或は此法律の実施を知らずして之を犯すものあると同時に一方には法律運用の手心を解せざる下級警察官などが厳密に喫煙者を摘発するが如きことあらば徒に犯罪の数を増すのみにて父兄の迷惑此上ある可らず」（「予め喫煙禁止を注意す可し」3・13）。この立場からは、必要最小限度の罰則を認める事になろう。

勿論、喫煙禁止の法制化に批判的であつても、法制化した限りでの厳格な施行を求める立場もあつた。前提是時事新報と同じながら、これから運用面では異なつた評価となるのが『大阪朝日新聞』の論調であつた。大阪朝日は、喫煙禁止の法制化で國家財政の収入減少を來すとして法制化に反対する立場を「法律で以て幼者の喫煙を禁ずることの是非は、社会問題に属して、國家の財政とは自から別個の問題」と批判したうえで、國家の「干渉を認めて法律を制定する以上は歳入を以て法文を左右すべきにあらざるなり」とした。ここでは法制化の是非については、特別には論じられていない。しかし「法律を以て政治以外の社会問題に干渉する事の、重大さを知る」という表現で、時事新報と同様に、国家が喫煙などの私事に干渉することについては消極的であるべきだという立場が示唆されている。しかし私事に介入するという「此重大なる事件を敢行するの勇氣」を所与のものとするかぎり、歳入の欠損を云々するのではなく「本法の精神を充分に拡張して、実行に妨げなきの制裁を設けることが必要である。喫煙という「習慣」が個々の「嗜好より出づる悪癖」であり「法律で以て之れを制止するは至難の業と為さざる可らず。然らば犯則

者を防ぐには厳峻なる制裁を要する」はずだという。従つて、具体的には、法案の文中にあつた「未成年者の自用たるを知りて」の文言する削除すべきことを求めた（「禁煙法と貴族院」『大阪朝日新聞』00・1・1・社説）

ところで、未成年者への喫煙禁止を求める提案者にしても、それを「政府の政令」ではなく「社会の制裁と家庭の制裁」に委ねるべきだとする「禁煙法制裁」に委ねるべきだとする禁煙法制化反対論者にしても、その当時の日本人、とくに下層階級の日本人の品性・道徳が低下してきてることについての危惧は同じようなものであった。根本にも、このままでは中国・インドの状態になるかもしれないというアジア蔑視の感情に根ざした不安が見られるし、貴族院で、特別委員会での否決を引っ繰り返す論議のなかで、文部官僚であつた久保田謙の意見も「衛生上の関係よりも青年風紀の維持する上から本案の成立することを希望致します」と原案に賛成したが、その理由は「父兄なり家庭なりで能く是等の教訓が届いて取締の届くことであれば決して法律坏の世話になることはありますまい、併ながら我国に於ては家庭の有様がなかなかさう云ふ訳には参りませぬ、中以上の所では或いは制裁もあるかも知りませぬが、中以下の家庭に於てはなかなか左様なことは一向頓着をして居らぬ」と、下層階級の少年の非行対策として、喫煙禁止法が捉えられている（貴族院議事録）。

すぐさま国家の制裁を求める根本らの行動に批判的な時事新報にても、「近來日本人の品行頻りに頽廃して滔々止まる所を知らず」という懸念を「無理ならぬ次第」と認めざるをえない（「日本人の品行」00・4・9）。こうした風紀の乱れを建てなおすべく、一方は、喫煙を禁止することなどで「日本人の元氣」を回復しようとし、他方は、國家の干渉となるべく押さええて、日本社会のなかでこれまで存在したという「一般の気風を維持し來たる」ような「中心」を再興しようとする。その「中心点は之を破壊せんと欲して容易に破壊する」ことのできないものであり、中心が乱れることがあつても、「一事の現象にして早晚正に帰する」のだ。おおよそ「社会の中心点は中等種族に存す

る」のが普通であり、「其氣風を維持するものは實に中等種族の力に外なら」ない。日本の場合「全國四十万の士族」だけではなく、「其氣風の土化したるもの」が期待されている。勿論明治三十年代にもなつたこの當時、徳富蘇峰によつて中等階級の没落が言われていたように、時事新報の社説子としても明治維新來、士族も「品行の一事は何時の間にか忘却し去りて一身上に言語道断の不始末を演じて年來の本色を失」つたことは認めざるをえない。しかしこれは「一時の現象」として、「風儀一変の時機」の來たらんことを希望し（同社説）、また、士族・中等種族だけではなく、國民全体が、「自ら汗して自ら食」う「自労自活」を実践することで「人生独立の本源」を保つことを求めた（「自労自活」、00・3・1社説）。

時事新報の中等階級への期待は、根本らが義務教育での授業料の免除を求める方向にも批判的で、小学校令の改正により、それが実現したとき「授業料を減免して就学を督励すれば、其結果貧民の就学多くして、學校の風儀を乱るべし」とし「無月謝の公立學校は、一般子弟が入り、「中等以上の者は」別の學校をつくることで「品位を維持」することになる（「小學校令の改正」00・4・12）。國民のなかで中等階級に特權的な役割を持たせる点では、微妙な違いが含まれてもいるが、最後の切札として、個々の國民の道徳的な向上に対する関心が吐露されることでは共通し、それを促進・監視していくことが求められている。

二 感化法の制定

第十四議会において可決された法律の一つに、政府提案による青少年の非行に対する取締りを求める「感化法」があった。監獄の維持・監視の全国的な統一の必要から、監獄費が地方費から國費に移される方向が決まった（1・16）。

同じ内務省の職務に關わる「感化法」の財源に、地方の財政に余裕が出来た分をあてることを前提にして、各県に「感化院」を設置することを求めたのが感化法である。そこに、「満八歳以上十六歳未満の者」で「親権を行ふ者」または「後見人」がなく「放蕩又は乞丐を為し若は悪交ありと認めたる者」を入院させることで、犯罪の虞れのあるものを補導し適切な教育を与えることで犯罪の予防をしようとしたのであった。議会では、後に紹介するようによくつかの論点について質問があつたとはいえ、延長された議会の終了間際に、治安警察法や行政執行法、精神病者監護法と同様に、たいした波乱もなく可決される。しかし、可決されたあと、監獄の監督官庁が内務省から司法省に移行されることになり、感化法の制定に入れていた小河滋次郎が司法省に移ることになり、内務省の管轄のままに残された「感化法」がいわば店舗し状態になってしまふ。監獄を司法省の管轄に移したのは、検察・裁判・刑罰を一元的に司法省の下に置こうとするものであり、近代国家としてのそれなりの合理化をめざしたものと評価できるであろうが、内務省が、あるいは実際上の財政の負担を転嫁された地方官庁が「感化法」の実現を軽視したために、司法内部で、「感化」的な実践を行なうという事態も発生した。小河が推進役となつて、監獄内に「幼年監」がつくられたりするのである。本章では、「感化法」成立から施行に至る試行錯誤の時期の、感化教育・少年非行に關わる議論のいくつかを検討してみることにしたい。

小河が起草したといわれる感化法の制定理由書は次のように述べている。「漸次社会文明の發達に伴ひ乞丐放逸者等犯罪の虞ある不良少年の發生は又實に免かる可らざるの數なり故に此等の者を收容して適當の感化教育を施すは犯罪予防上極めて必要の手段とす且又行刑上不論罪の言渡を受けたる懲治人の如きは今日に於ては監獄の中に之を收容するの規定なりと雖も固と普通囚人とは全く其の處遇を異にするべき性質のものなるを以て此等の者も不良少年と共に收容し適當の処分を施さざる可らず」。實際の法案では、民法上の「懲戒場に入るべき者」を含めて、「不良少年」

「虞犯少年」という犯罪は起こしていない未成年者、犯罪は起こしたが年齢を考慮して違った処遇をすべきだとされる幼年者、さらに大人を含む民法上の被懲戒者という三種のカテゴリーが一律に「感化法」の対象とされている。感化院の設置・管理・入退院決定の責任者は地方長官とされているが、法案草稿の段階で、小河滋次郎が起草した案では、専門職たる「感化院長」の権限の重要性が保留されていた。院長の意見による入退院の決定という条件は削除されたが、感化院長が「在院者及仮退院者に対し親権」を持ち、特別権力関係にある「在院者に対し必要な検査を加えること」などの点で、感化院長の指導性が認められている（小林論文、一九九〇年）。

こうした法案に対する議会では、監獄費の地方による支弁から国家支弁に移行されることとも関わって、感化教育の有効性、所轄官庁の問題などに質問が加えられた。たとえば、衆議院では、監獄費が地方負担でなくなったとしても、感化費の増加に地方財政が耐えられるのか、非行・虞犯青年、懲治人、被懲戒人という性質の違ったものが同じ感化院に収容されて問題がないのかどうか、監獄を管轄する内務省が感化教育を引き受けることは、感化教育自体が、犯罪に対する刑罰を課す場＝監獄と同一視されはしないかどうか、といった疑問が出された。これに対して、政府委員として出席した、内務次官の小松原英太郎や監獄事務官の小河滋次郎は、たしかに犯罪はあえているが、感化院に収容する人数から考えて、感化院の設置の費用はそれほど大きくはないこと、感化院の不足分は「県に於て相当の補助を与へて」民間の既存の感化院を「代用して用ひることが出来る」こと、院長には「教育などのことに経験」がある者、場合によっては「篤志の人を選ぶ考へ」もあること、院長を補佐する教師には「夫婦者であつて、所謂家庭的の世話を出来る」者が良いなどと答えている。三種類のカテゴリーが混淆することについては「内部に一つの区画を立て」ることで、「一つの場所」で他のカテゴリーの人物が交ざらないように管理したいとしている。

感化院の建設や維持を地方の財政に責任を委ねるという点についても批判が多く、結局、法案に修正して、財政の

負担については地方議会の協力に待つという一条が追加された。この点も、政府・内務省の指導力を害なうものだとして、法案作成者・小河などは不満であった、といわれている（前掲、小林論文）。

貴族院を含めて、全体としては大きな議論とはならなかつたが、最も重大と考えられたのは所轄の問題であった。議員の中には、地方の経費負担になるのだから出来るだけ府県が統括するのが、困難かもしれないが「必要」だとすず、大勢は、中央官庁のなかの所轄官庁を問題とするものであった。提案の所轄は内務省であった。監獄も管理するのでは「感化」自体が刑罰と誤解されるとする指摘に対しても、小河が答えて、たしかに感化事業は、一面「教育の一部」であつて「文部省に属しても良」いかもしれないが、「犯罪」にも関係し、「救貧事業にも関係」するので内務省が管轄するのが最も適しているという考えを示した。小松原内務次官も「純粹なる小学校とも趣が違」うとして、小河に同意している。貴族院での、教育界の実力者・伊沢修二の所轄問題についての質問に対しても、政府委員からは同様の答えが述べられ、たいした反論もなく、政府案が承認された。小河は、たしかに、感化が教育に関わることを、官僚のなかでは正確に理解している一人ではあつたが、その点を過大に評価してはならないだろう。小河個人の内面での判断はともあれ、内務官僚としての見解としては、感化が、教育と並んで犯罪にも関わっていることを強調していることを忘れてはならない。後に、感化法が成立し、監獄の事務が司法省へ移管されることもない、小河も監獄事務官として司法省に移り、感化法の実行とは一応離れてからも、感化事業について、内務省の政策を不満に思い、批判的な見解を示す場合も、感化があくまでも、刑罰と関わっているという観点に変化はなかつた。

ともあれ法律は成立し、三月十日公布される。しかし、その後、監獄の所轄が内務省から司法省に移る。小河とともに法案作成に関わった内務官僚・窪田静太郎は後の回顧のなかで「監獄局が内務省から司法省に移りその費用も地

方費から国費に移つたので地方の財政に余裕が出来たから、それを感化法の財源にあて」としたと述べて監獄局の司法省への移管が先に決まつていたような証言をしているが（「窪田靜太郎氏を中心とする座談会」『窪田靜太郎論集』四九七頁）、たとえば、同じ第十四議会の会期早々、監獄費を地方費から国費に移転する法案の審議が行なわれた際に、元司法次官を勤めた三好退藏が監獄の所轄問題を質し、監獄は司法省が監督すべきだとした。すなわち、監獄費を国家が支弁し、犯罪・裁判・刑罰の過程を「統一及改良」するのであれば、監獄は「理論上」司法部に属する、即ち司法省の主管として事務を整理する方が望ましいと主張した（貴族院議事速記録）。三好は執拗にその点を政府委員に質し、貴族院の第二読会でも持論を展開している。政府委員の内務次官・小松原英太郎や監獄局長・大久保利武はさしあたって主轄官庁に変動を来たさないことが内閣の意志だと答え、その場は納まつた。しかし、国庫支弁への移行に関する法律が議決され、感化法の議論が始まる前の、一九〇〇年一月一九日、監獄局長・大久保は職を解かれ、鳥取県知事に「左遷」されてしまう（『日本の歴代知事』三巻の上）。この辺りで、監獄局の内務省から司法省への移管も決着がついていたように思われる。勿論この点は公表されず、局長を継いだのは、鳥取県知事であった久保田貫一で、この時点では、監獄局は内務省に属することを示唆している。この久保田が、司法省移行後の初代監獄局长となる。

司法省への監獄局の移動は「元來久しく司法省部内に行はれたる議論」であり（『時事新報』「監獄局の移動説」00・4・26）、「内務省の管轄となり居たる際にても仮出獄、死刑執行等の場合は勿論其他の事件にても同省の会議を要するもの多かりし」（同「監獄局の所轄に就て」00・4・28）ことから当然とされた。マスコミに噂になりかけた段階で、既に、四月二六日には勅令で監獄局の司法省への移管が決定され、七月から施行された。その背後には、移管問題を貴族院で取り上げた三好退藏、さらに実際の権力者としては、この時期の司法大臣を勤めた清浦奎吾が司

法省の省益を強力に主張した。その結果、清浦の親分格にあたる総理大臣・山県有朋もそれを認めて、閣議で監獄局の司法省移管を決めたものと思われる。この時の内務大臣は西郷従道であり、薩摩閥の実力者ではあるが、関心（利害）は海軍にあり、部下の監獄局長であった大久保利武（同じ薩摩の大久保利通の三男、大久保利謙『日本近代史学事始め』）の反対の働きかけを受けても（後述）、内務省では余所者でもあったので強く反対しなかったのであろう。藩閥政治家にとってはどうちらにしても、山県閥のコップの中の問題であった。

こうした動きを、小河は当然知っていた。清浦は小河にとって義父にあたり、清浦が警保局長として監獄行政を所轄した際にはその部下でもあった。政治のトップの情報も入ってきたであろう。しかし、監獄行政の位置づけについては清浦とは違っていた。彼は、基本的に、監獄は内務省に属すべきだとして、司法省への移管に反対した。感化法自体、監獄とセットで位置づけられており、彼がそれらに肉づけしたいと思っている。小河の上司であった大久保利武は次のように回顧している。司法省への移管について、小河は「大反対」であり、その根拠として「従来の因習的懲罰主義」から離れて「今後の監獄は人道、教育、衛生、同情の諸方面に限界を拡げて改良を行」なという「學問上及実際上の有力な理由」をあげたという（『人道』25・6）。「小河君は司法省に入ることを好まず、一日余に向つて寧ろ内務省に残つて感化事業の発展に全力を注ぎ感化法の実施に奮励したき決意を洩らした」（『人道』30・2）。しかし、表面上は、彼の強い反対は現れていない。慌ただしい期間に、小河はといふと、三月には内務省監獄事務官として内務省で開かれた典獄会議の事務を行なつたりしていたが、四月二日にはベルギーで開かれる万国監獄会議の日本側委員として任命され渡欧し（4・13）年末に帰ってきている（12・22）。小河が留守中に監獄の司法省移管が実行された。帰国を報告するある記事は、「（明治）三十三年多年氏の主張せる監獄費論は議会の協賛を得て宿志を達する」とを得て諸般の治獄事務漸く改刷を見んとするに……」（「小河副会頭の帰朝を歓迎す」『監獄協会雑誌』01・

1) と述べている。ここでは監獄費を移転し国家が統一の統制を加えることは小河の持論であったことはわかるが、監獄局移管問題には触れていない。監獄費の国庫支弁を持論としていた清浦の小河の死去を悼む回顧でも「監獄を司法省に直属せしめることについては小河君は大いに反対して当時の監獄協会雑誌で論じた」とあるが（前述『人道』25・6）、この年は出張中であり、監獄協会雑誌にはそれらしき記事はない。

ところで、同時期、前述したように内務省時代の小河の上司であった監獄局長・大久保利武は非職（1・19）となり地方長官となつたが、それも数か月で休職を願い（4・27）、小河とともに万国監獄會議に参加するなど警察行政の視察のため西欧に赴くという不可解な行動をとっているが、これも、監獄の移管問題と関連があるかも知れない。

少なくとも、移管に反対するよう西郷内相や次官に働きかけていた（『人道』30・2）。大久保の洋行は感化・社会事業の見聞であり、これ以降もその内野での仕事を続けたいという意志を示すものであるが、実際は帰国後大分県、埼玉県などを地方長官を歴任し、中央での「出世」の可能性を失つたのであった。最後の大坂府知事の時代には、司法省を辞した小河滋次郎を招いて社会事業に力を入れ、方面委員制度を導入するきっかけを作るなど、広い意味での社会事業には関心を深めていったとは言えるが、監獄改良などの専門分野についての発言を続けたわけではない（前掲、大久保著）。小河のほうは、監獄事務官としてそのまま司法省に移り、帰国後「感化教育」の所轄は内務省にとどまつたままではあつたが、司法省への移動についてはあれこれの発言はないが、感化事業の実態についてはこれまでと同様に関心を継続している。

小河はベルギーからの帰国途中、歐州・アメリカなどの監獄なども視察しており、その報告を翌年の『監獄協会雑誌』で行なつてはいる。その中でも、「感化事業が完全に参らなければ監獄事業の目的を達することが出来ない」として、あくまでも、感化・保護・監獄の三つの柱をまとめて司法省で引受けるべきだとしている。その点では、司法省

への統合を是とする司法官僚の立場を前面にだしている。「感化法の支配を受け感化院に這入るべき種類の人間はどう云ふ者であるかと云ふと多くは刑法の結果であるとか或は刑事に関する法律の結果に依て収容される者が多いのである既に監獄事業と云ふものが矢張犯罪予防の一つの機關である、其監獄事業が既に司法省に移りました以上是と相離るゝことの出来ない感化事業が司法省に移ることが出来ないと云ふ道理はあるまいと思ふ、況んや純然たる社会事業たる保護事業が司法省に移つて居る以上は感化事業が單り司法省に移ることが出来ないと云ふ理由はないと思ふ、どうしても感化と保護と監獄事業と云ふ三つが一つの手に集まらなければならぬ」（01・2）。感化と監獄の目的における連続性を強調する小河は、感化事業も司法省が行なうべきだという観点から、内務省地方局の感化事業の不熱心さを批判していくことになる。

おそらく感化法の提案が「時期を醸釀せられて居らなかつたから早く言へば翻訳物を出した様な態」（前掲窪田座談会）があつたのであろう。監獄局長大久保、事務官小河を失つた内務省としては、感化事業を継続する人材もいかつたのかもしれない。嘱託の留岡幸助や若手の官僚相田良雄が感化事業の方面では力を持ちつつあつたが、地方局自体は、二十世紀の初頭、国家の基礎としての地方の改善に政策立案のエネルギーを中心せざるをえない状況に置かれつつあつた。一九〇一年八月、感化法制定から一年たつてようやく「感化法施行規則」が公布され、地方局長山県伊三郎の注意事項が通牒される。こうした内務省の消極的な態度に対し、小河も明らかに批判的であった。一九〇三年、博士論文『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』の普及版として刊行した『未成年犯罪者の処遇』（以下『処遇』）の中でも、感化法の制定、施行規則の公布から三年間に言及して「三年の星霜を経たる今日に於て未だ一も該法律に準拠して感化事業の実行に着手したるものあるを聽かず感化法其れ自身が大体に於て既に不備欠漏あるを免かれるは識者の夙に認むる所なりと雖も若し當時焦眉の急務なりと認めて該法案を提出したる政府当局者にして

果たして実施の誠意ありたらんには立法の不備は實際の操縦に依て如何様にも之を補全するを得べし兎も角我国未曾有の新事業として我が刑事制度の上に一新局面の開展を見るべき筈なるに余輩不幸にして未だ政府が該法律の実施を督励し勧誘し若くは助成したことあるを聞かざるのみならず感化法施行規則なる好命題の下に恰かも羊頭を懸けて狗肉を売るに同じき杜撰孟浪の規定を公布したるが如き余輩をして益々政府、誠意の存する所を知るに苦しましむる者あるは殊に深く遺憾とする所なり」（『小河滋次郎著作選集』上、一九〇二〇頁）と批判していく。「該法案を提出したる政府当局者」とは自らのことであるが、感化法自体の不備という表現に、法案をまとめ、議会で修正可決する間に、意に反した変質をこうむったことに小河が不満足を感じていたことが示唆されている。小河自身は大久保とともに内務省（感化行政）を離れているので、内務省に残った井上友一や留岡幸助などの「誠意」についての厳しい非難ということになる。施行規則の不備については具体的には述べられてはいない。

小河が批判している感化法施行規則については小河が副会頭を勤める『監獄協会雑誌』（01・8）が厳しい批判を具体的に行なった。「感化法施行規則の規定を難ず」と題する会説は、小河が書いたわけではなく、彼の論点とは違う可能性もあるが、主張としてはかなり重なるところがあるので、『監獄協会雑誌』の社説の批判点をここで少し検討しておこう。まず感化法の制定以来「一年半、茲に突如として施行規則の顕はるゝあり、世人は今や既に多く感化院其者の存在すらも忘却し畢りぬ」と皮肉った上で、規則のいくつかの項目を取り上げて批判している。ここでは、その中から数ヵ所だけを引用しておこう。

第三条 府県に於て感化院を設置せんとするときは其の位置名称其の他必要なる規則を定め内務大臣の許可を受くべし

「感化法に所謂感化院なるものは決して私設に非ず府県事業の一營造物なり府県直接の事業なり各感化院に於て変更するを許すべからざる規定は宜く茲に網羅するを要す」のである。「國家事業は宜く先づ国家自ら之を經營すべし

私設団体を監督するが如き規定を以て国家事業の上に加へむとする（のは）立法の点より之を見るも決して讀むべきに非ず」（三一～四頁）。

第六条 感化院長は必要に応じ在院者を適宜公私の私設又は私人に託し教育を施さしめ又は労務と就かしむることを得（以下略）

「是れ明らかに感化法の精神と相矛盾するものなり、感化法は不良少年を教育せむが為めに感化院を設定せんと謂ひ其の施行規則は不良少年の教育を他の設備に譲るべきを謂ふ是れ言矛盾の甚だしきものに非ずして何ぞや」と反問する。

このような強い非難の論拠は、感化事業があくまでも國家指導によつて、「不良少年」に最適の教育を行なうべきだとする強い使命感であった。私的な施設やその教育は頼むにたりない、というより、「不良青年」の教育を「感化院」に特化すべきだということであろう。「不良少年の教育は感化院当然の任務」なのである。なぜなら「殊に公私 の施設に託して教育を施さんとするが如き感化院より出たる不良少年を以て他の良家の子女と共に混同し小学教育を授けむとするは社会政策の上より見るも大に非難せざるを得ず」。ここには、感化事業の対象になる児童が、一般の児童とは異なることが前提とされており、両者を分割することによって、感化の対象となる児童が持つとみなされている「悪」を封じ込めて国民一般に浸透しないことが期待されている。

こうした観点は、この会説の筆者に固有のものではない。後に検討するように、内務省の感化事業にも協力し、自ら「家庭学校」を經營する留岡幸助にしたところで、「不良少年」の悪への傾斜を、やや先天的なものとして捉え、その細菌を社会に入つてこないようになさせるという、社会予防的な観点を、大きく外しているわけではない。小河にしても、感化法の審議過程で、政府委員として、公的に、感化事業が普通の教育とは異なつて犯罪に関わるから、文

部省ではなく、内務省が管理すべきだとし、自らが司法省に移つてからも、感化・保護・監獄の三位一体の関係を強調して、司法省が介入すべきだとすると主張を変えたとしても、その背後の児童觀は、「不良少年」が「社会惡の根源」であり、未来の犯罪の芽であるとするものであり、刑事政策としては、彼らを一般の監獄ではなく「感化院」に収容するのも、社会の秩序を防遏するための文明的な方法として最適であるからであった。人間が生まれながらにして「善」なのか「惡」なのかという点についてはともあれ、未成年者は「小さな大人」ではなく「不完全な大人」であることが、小河の発想の背後にいる児童觀であった。彼は、社会の不安をもたらす犯罪の原因の一つとして、未成年者が環境や教育の不備によって、習慣的犯罪者となってしまいがちなことを挙げている。困難なのは、惡への傾向を未成年者があらかじめ持っていることであった。「人の性の善惡何れなるかは姑く之を問はざるも將た犯罪原因の個人的たると社会的たると其何れにあるを問はず吾人々類は自然的性情に於て我慾を逞ふし私利を恣まにせんとするの傾向を有するは争ふべからざるの事実にして即ち乳兒が其尚ほ未だ襁褓にある時に於て既に己の意に満たざるときは或は怒り或は叫び或は手足を抵抗せんと欲することに依て之を知るを得べし」（『処遇』一三頁）。

「惡」への傾向を潜在させている未成年者にしても、そのままでは犯罪者ではないのであり、たとえ犯罪的な行為があつても、未成年者の「罪」を即座に問えるわけではない。小河によれば、「刑罰なるものは責任能力者即ち健全なる意識を有すべき犯罪人格に対して之を課するを本則とするのだ。したがつて、責任能力を有しないものに刑罰を課しても、「効果を全ふ」することができない。そこに「感化事業」の存在理由がある。だから当時の日本の刑法においても、十二歳に満たざる者については罪を論じないことが定められていた（三三三頁）。確かに、十二、三歳ともなれば、「生理機關」の働きから見ても、義務教育の終了という法制上の観点からも、「自営自活の一個人格」として「責任能力」を問えるかもしない、と小河はいう。しかし、犯罪との関連では、義務教育を離れ、肉体的にも

大人になる、十二、三歳から数年こそが、注意を払うべき年齢であるとし、とくに犯罪に陥りがちなのは下層社会の未成年者であり、「普通良家の子弟に比し所謂不良少年なる所の者は一般に身体及び精神の発育の遲緩なる若くは欠陥のあるは争ふべからざるの事実にして十六歳の少年も実際に於ては殆んど普通十二三歳の幼者と撰ぶ所なし」としている（四五頁）。これは刑法改正に際して、責任能力を十二歳から十六歳に引き上げるべきだとする文脈で主張されていることではあるが、その主張の根拠は、犯罪の防止・刑罰の効果という点からのものであることに留意しなければならない。必ずしも、児童の権利保護という観点からではないのである。あるいは、「下層社会」に生きる「不良少年」への教育的な配慮よりも、「中等社会」の保護が優先された。

ところで、前章で述べた、未成年者への喫煙の禁止を求める提案者の根本や賛成者のキーワードが、喫煙禁止を文明国でも行なっているというものであつたように、小河が未成年者へ刑罰ではなく感化を加えるべきだと主張するのも、文明国の中進的な取り組みがモデルとされている。勿論、文明の進歩は社会問題の発生の原因でもあることは、小河にとつても認められた前提であった。数年前、三好退蔵が私立の感化学校創設を行なった際、それを「義挙」だとして「歓迎」する一文を、小河は発表している（『監獄協会雑誌』97・3・4 選集（上）所収）。「社会文明の進歩するに従ひ、人口漸く蕃殖し、人口蕃殖するに従つて生存競争の作用益々烈しく、生存競争の結果は畜に甚しき貧富の懸隔を致すのみならず、貧窮無告の徒次第に其の数を加へ、失望は忿怨となり、忿怨は自暴自棄となり、自暴自棄の趣く所は義理人情も之を顧る遑あらず、終に法律道德の羈絆を脱し、相率いて悪憎無類の漢に投じ、窃盜掠奪、あらゆる乱暴狼藉を働いて、以て人を傷ひ、社会を害するに非れば則ち止まざ」と述べて、文明の進歩と犯罪の増加があい伴うことを強調していた。犯罪の増加は「無形及び有形上、間接及直接に吾人及國家が受くる所の危害」も測り知れない。犯罪の「伝播力」は「バチ尔斯」より激しく「親は子に伝へ、子は孫に遺し」、一人から「万衆」に「感

染」する（三九六頁）。しかし、こうした社会問題の深刻化に対しても、西欧において、早く私人がさらく国家がその解決の努力をはじめている、と小河は言う。犯罪の芽を摘むために「罪悪に陥り、又は将に陥らんとする不良の少年を収養して之を懲治感化する」事業は、すでに十六、七世紀より始まり、イギリスは「最も周到完備の域」にまで達しているとして、グラッドストーンの発案による「フハーム・スクール」（農場学校）一八六八年の、「レホルメトリイ・スクール（犯罪に陥りたる不良少年を感化する所とす）」と「インダストリアル・スクール（犯罪に陥らんとする無告の窮児を収養感化する所とす）」の法制化を挙げていて。他にフランスでのド・メッツら有志によってメッツレーに開かれた私立感化院、ドイツの「ラウエスハウス」を紹介している（三九八—四〇〇頁）。

ヨーロッパでの感化事業の展開は日本にとっても模範とすべきだと、小河には思われた。改良の方向は、「可憐の貧児及び犯罪に陥り又は陥らんとする不良の少年が如何に社会より処遇せられ」という表現にあるように、「不良少年」の社会での待遇を良くすること、彼らを収容する「感化院若しくは救治院」を設けること、未成年の犯罪者については、一般監獄に収容しないこと、あるいは「犯罪養成の学校」といつてもよい監獄自体を改良することなどを挙げていて、「バチルス」のたとえに現れているように「吾人が彼等より危害を加へられ」といる現状も、「不良少年」問題の解決のための促進剤となっていることも忘れてはならない。「我が国近年頻りに犯罪人の数を加へ、監獄警察費の増加を致し、直接間接に國家及人民の危害を多からしむるに至る所以のものは、豈に不良少年に対する処置法の完備せざること其の主なる原因の一に居るなきを得んや」というわけである。「不良少年」を発生させる原因としては「不良の家庭、悪友の誘因、慈愛の喪失、教育の欠乏」などを例示しているが、小河としては、三好退蔵のような有識者・私人が「感化学校」を創設するだけではなく、「政府亦之に向つて相当の計画ある」とことを求めたのであった（四〇一—四〇頁）。

しかし、小河自身が加わって、政府の責任の実行として施行された「感化法」も、彼が離れたあと、十分な実行に付されていないとすれば、内務省に代って、司法省が、未成年犯罪者の処遇についてリーダーシップをとらざるえないことになる。小河がベルギーへの派遣から帰国して以降の数年間、小河は活発に感化法、感化事業、監獄内での幼年囚の処遇について発言している。たとえば幼年囚の取扱いについては、「監獄改良の効果」の積み重ねから「監獄が其拘禁する所の人の種類に依て段々細かに分類せらるゝに至」ったとして、これまで「男女老幼、未決も既決も乞食も浮浪者も売淫婦も不良少年も甚しきは民事訴訟法の関係人」までが同じ所に収容されていたのが、それぞれが区分けされて「拘禁者の種類に適当する」場所・管理組織が設けられてきている、と「文明各国に於ける監獄分類の進歩の著し」いことが指摘される。その流れのなかに、「不良少年」の処遇、病人などの特別の処遇と並んで、このとき課題として着手された「幼年監獄」の実践なども位置づけられている（「監獄の分類に対する所感を述べて幼年囚の所遇に関する立法司法及び行刑上の希望に及ぶ（其一）」『監獄協会雑誌』03・2）。実際、司法官僚の早崎春香などによって、積極的に幼年監の設置が、既存の監獄体系のなかで展開されはじめていく。しかし、監獄は、小河もいうように、犯人であるとされたものを前提にしており、容疑者や犯罪に陥らんとする未成年者は対象とされていない。その点では、小河は期待した役割は果たし得ないし、小河の希望を司法・監獄の枠内で実現することも難しかった。早崎らの幼年監での努力も、所詮小数派・異端のものとみなされていった（池田千年『ひとり子の園』一九三三年）。こうして、司法省内部での「感化事業」の実践は、実際上は、挫折する。清浦は、司法省時代も含めて、小河は「司法省の遣り方には快くなかった」（前掲論文）とし、大久保は「先輩の勧告黙し難く止むなく司法省に入りしも、兎角に意見の衝突多く、幾何ならずして職を辞した」（『人道』30・2）と小河を回顧している。小河の東京帝国大学時代の恩師・穂積陳重は「内務省時代は得意の時代で、司法省時代は失意の時代」とまとめている（『人

道』25・6)。しかし、司法省時代でも、幼年監運動がある程度拡がった時代は、まだ小河の希望があったとして、内務官僚相田良雄は「在官中得意の時代は退官前の二三年か三四年、殊に明治四十年頃は得意の絶頂」としている(『人道』同号)。小河や早崎は、相次いで、司法省を離れ、幼年監の拡大も終焉を迎える。相田によれば、早崎の方法も「収容の幼少年者を教育の対象とし、懲罰とか懲治の対象となかつた」のであるが、小河や早崎が司法省を去るとともに「まもなく此制度が転換した」という(相田「早崎春香先生を追憶す」『人道』29・12)。小河は大阪府知事となつた大久保利武に誘われ地域の社会事業に取り組み(一九一三年)、早崎のほうも、司法省時代の経験を生かし、内務省の井上友一などの助力で兵庫県立感化院、土山学園の責任者(園長)に就任する(一九〇九年)。いわば、両者とともに、再び、内務省・地方局・社会事業の系統のなかで、自己の理想を追求しようとしていた。ということは、小河が司法省に移った当初、内務省の感化事業の取り組みが消極的なことを批判していたにもかかわらず、内務省内部で、感化事業の実践が継続されていたことが示唆されている。

三 中間考察——それは愛ではない

やさしさは、さほど むずかしくはない
与えることは、さほど むずかしくない
ああ、奪いとることもや こわくはない
なのに、人からの恵みには あとずさる

——中島みゆき

一九〇〇年には、子供を対象とするいくつかの法令が制定された。これまで、その内、未成年者喫煙禁止法、感化法を見てきた。それは、共通して、青少年層の犯罪、あるいは犯罪に近い非行、不良行為に陥った、または陥りそう

な領域にスポットをあてた。すでに述べたように、喫煙禁止法も、青少年の喫煙自体を犯罪とするものではなく、感化法も管轄が内務省であるように、成人の犯罪者に対する刑罰の執行の場ではなく、青少年層の発達にふさわしい教養（教化）の場として感化院が位置づけられた。しかし、小河の思想に見たように、感化院への入院者が犯罪者とは完全に異質のものとは考えられていなかった。それは、問題としての子供の登場が、秩序の破壊者、社会問題の一環としてとらえられたことにもよると思われる。この性格は、この年に制定された他の、子供に関連する法律にも現れている。その一つは、小学校令である。すでに何度か改訂されてきているが、就学率の上昇という課題を達成すべく、学齢児童の保護者には「就学セシムルノ義務ヲ負」させたが、「瘋癲白痴又ハ不具廢疾」、「病弱発育不完全」の者は、就学を「免除」あるいは「猶予」し、「保護者貧窮」の場合もこれに準じた対応を許した。「囮われた学校」の形成過程については、ここでは、これ以上触れないでおこう。

一九〇〇年に制定された子供に関連する法律として、わずか三条ではあるが、孤児の後見について定めた「教育所ニ在ル孤児ノ後見職務ニ関スル法律」がある。これは、公設の教育所にいる未成年の孤児については、所長を後見人とし、私設の教育所の場合には地方長官が後見人を指定するというのが主な内容であった。これも議員提案の立法であつたが、補完する勅令として「教育所ニ在ル孤児ノ後見職務執行ニ関スル特例ノ件」（4・12）と、棄児・迷児・遭児にも準用するという内務省令（3・27）を出している。主務大臣や地方長官を頂点とする公私の孤児収容施設での管理の強化がめざされているが、日常的な管理は、公私ともその施設長の役割の重要性が確認されたということであろう。その際、「後見」という概念に現れていくように、孤児の親権の代行者の位置づけがされていることに注目しておきたい。小学校令でも、「保護者の（国家に対する）義務」が要請されたし、未成年者喫煙禁止法も、「未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者」が事情を知りながら喫煙を制止しなかった場合に「一円以下の科料」を課すと定めていた。

感化法も「適當ノ親権ヲ行フ者若ハ後見人」がいないものが感化院入院の要件の一つとされている。その点で、感化院や教育所は親に代わって *in loco parentis* 介入主義的な関与（ペターナリズム）を入院（所）者に行なうことが正当化される。とくに感化法の規定では、感化院長が親権行使するのと対応して、「在院者ノ父母又ハ後見人ハ在院者及仮退院者ニ対シ親権又ハ後見ヲ行フコトヲ得ス」とされている。この親権行使は、民法での懲戒権がそうであるように、体罰を含むものであった。感化法九条では、感化院長は「必要ナル検束ヲ加」えることが許されているが、この検束には体罰が含まれていた。「感化法施行規則制定ニ付注意事項ノ件」で内務省地方局長は「懲戒方法及検束方法」については「体罰ヲ施ス場合ノ如キハ最モ重大ナル惡行アルニ非サレハ之ヲ科セザルヲ可トス」という表現で、「惡行」の場合は体罰を認めていた。孤児を収容する施設においても、同様の検束が默認されていた。小学校令で体罰が絶対的に禁止されている小学校でも、実際上は、体罰の必要性が叫ばれ、特別権力関係の下で正当化されたのは衆知のことである（竹中暉雄『囮われた学校』）。

孤児院での実践については、ここでは、石井十次の岡山孤児院を簡単に見ておきたい。石井は、一八八七年、岡山県医学校の学生の時、偶然預かれた子供を養育したことから、孤児教育会を設立し、石井十次の周辺の学生、岡山教育会のキリスト者の支援を得て、後には明治期最大の収容者を記録する岡山孤児院を開いた。孤児教育会結成に際しての規則では「目的」として「究因の孤児六歳以上の者を集め十五歳迄之れを教養する事」をあげ、「赤心より孤児の究を憐恤み之れを救濟せんと欲する」会員の義捐力により費用を捻出することでその目的を達成しようとした（『石井十次日誌』87・8・19）。

「言ふまでもなく、孤児である」とは、それ自体犯罪であるというわけではない。また、孤児自身が、何か罪を犯したといふことを意味しない。石井もそれは認識している。設立趣旨書に中でも「自業自得ニアラズシテ天性ノ美質ヲ

具へ靈妙ノ良知ヲ稟ケナガラ東西未ダ別ツ能ハザルノ時ニ於テ愛々タル父母ノ膝下ヲ離レ」の孤児の姿を描いている。孤児であることの自業自得性は否定されている。しかしながらにおいて必然ではなくとも、そのまま放置されれば「怠惰放肆」「無頼凶惡」に陥らざるをえないものである（石田祐安稿『岡山孤児院』）。神戸での贊助者を求める集会でも発言している。「之れを放任するときはこの自業自得にあらずして此の苦界に沈めるものは遂に惰怠放蕩に陥り即ち監獄の厄介物かよく進んで車引き位のものにて世を送り独り主の救に入ること能はざるのみかわ、遂ひに国家妨害物となり國家の不良民として社会を害するものとなるべし」（『日誌』88・7・20）。ここでは貧困に陥った孤児の持つ社会へのマイナス面を強調している。幼児期において、家族やくつろげる人間関係の欠如が、ある人物の精神的・知的・身体的発達に影響があるとしても、孤児院を始めて一年足らずの石井はこのような認識には達していなかった。それよりもある種の孤児に対する思い込みが語られているといったほうがよいであろう。

たとえば、「孤児の先祖」とかいわれている前原定一は、先ほど偶然預かった子供と表現した人物であるが、八七年四月、石井が太田医師の診療所の手伝いのため岡山県邑久郡上阿知に滞在中、隣の太師堂で宿泊している定一や母妹を知り、定一を預かることになる。二十一日の日記では「本日備後の遍土寡婦其の二子を伴ひ隣家太師堂に泊せるものにあひ神恵を伝へたり」とあり二一日から「定一にいろはを教え始」める。二番目の孤児池本李次は父母死亡で戸主となつた兄もまだ幼いようだが（7・15）、三番目の孤児・岡本儀助も母は健在で一度は石井が連れ帰つたもののに五歳にもならない儀助が「母をたづね泣くにより母親に戻せり」（8・1）という状態であった。しかし九月六日にはこれら三人の「孤児」を岡山市内に連れ帰つた。石井の日誌では、定一の母も儀助の母もこのあと何度か、孤児院に現れている所から見て、貧しいものではあっても、必ずしも援助の手立てを持たないわけではなかつた。定一の母の場合も、後の説明にあるように（石田編『岡山孤児院』）、夫を亡くしたうえに二人の子供を抱えているので、取り

あえず母親が働くように、足手まといの定一を石井の好意に委ねたということであろう。彼らは、九月の孤児院概則の「天下無告の孤児を救済し其の父母に代わりて養育するを目的とす」とあるような「天下無告の孤児」、恤救規則の「天下無告の窮民」とは違っていたのではないか。それに「天下無告の窮民」ならば、申告すれば、恤救規則の救済対象となりうるし、棄児（親権者、保護者により遺棄された児童）の場合も、わずかであれ棄児養育米が一三歳まで支給される（一年七斗に相当する現金で）。石井十次の回想でも、「定一の母親も、こうしておればどうかこうか養ふ事は出来るが教育が出来ません」と言つてゐる（「孤児教養の理想」『人道』06・12・15）。石井は、そこから、たんに養うのではなく、教育本位を孤児院経営の基本の一つに置いたとしている。

自業自得ではないが、犯罪性を潜在させたまま絶対的な不幸に生きる孤児に対する限りない憐憫を引き出し、賛助者として組織することが、大雑把にいえば、岡山孤児院を運営するために、石井がとった方向であった。勿論、神の恵みにのみ依拠し、祈禱によつて、あるいは実業によつて自立をめざし、寄付金に頼らないという時期もなかつたわけではない。しかし、早くから岡山周辺の支持者だけではなく、全国の支援のネットワークを張りめぐらせるために、幻灯隊や活動写真隊が派遣され、慈善会、音楽会が開かれた（一色論文）。その際に、クリスチャンだけではなく、一般国民の憐憫を誘つたために、孤児の無告性や犯罪への危機からの立直りが訴えられた。事例として紹介するのは、一八九一年十月、岡山県高梁教会十年記念の際に行なわれた孤児院の演説会の様子である。これは東洋救世軍としての初陣でもあった（『日誌』91・10・19）。開会のはじめにラッパが吹かれ、孤児の一人が祈禱、それから多くの孤児が壇上に昇り、「一人宛立ち自身の両親の名と同子の年齢と誠に難苦を嘗めし略履歴」を述べて行く。その中の一人は次のような履歴を述べる。「私しは人の物を盗みとる悪しき癖がありしが為にをばさんやをばさんに見放されて路途に迷へりを石井の御親父さんがひろいあげ下されしにもかゝはらず又孤児院の物を盗み取つて脱けて出でのちは飢

苦に迫りてある所ろに倒れいたるをり石井の御親父さんの目にとまり汝らは孤児院へかへりたくないかと御云ひなさつた時ありがたう御坐りますと「云へり」（『基督教新聞』91・11・27）。この孤児の名は書かれていないが、盗みや脱走は、孤児院内部ではたびたび発生した。この十月十二日にも、ある院児が「金拾五錢八厘を盗み遁走」が発生したばかりであり、石井は「みな子が罪の結果なり」と日誌に記している（『日誌』同日）。演説会で履歴を述べた孤児の場合も、「」の孤児の悪癖を直すために、石井は「断食して主に祈禱し又或る極寒の夜蒲団を着ずして寝かされしたこと」もあつたという（前掲『基督教新聞』）。

演説会では、盗みを反省した孤児のあと、コレラの流行で父を亡くし、姉妹で岡山孤児院に預けられている宮本よね（米）が履歴談を話している。「私は明石の産にて早くおかさんにはわかれ九歳の時をらいさんはコレラ病にかかり死になされ御親父さんもをやさんの世話ををしてそのコレラにかかりやき死になさり私は神戸の親類のをやさんやをばさんにたよりてまるりをばさんたちは私しの御親父さんが死になさつたことを本当になされずにありました、して私は二年ほどそのをばさんのうちにをりましたがその間に一度もあつといおまんまと食べたことはありませんでしたのち石井の御親父さんのせわになり今は神様もしり少しの手紙も縫物するやうになりました」。この話が終わると、「満堂聴衆中信未信の別なく皆みな一同鼻を啜り頭らをばあぐるものとては一人もなかりき」状態であった（前掲『基督教新聞』）。他の音乐会の場合でも「可憐なる孤児の一人が会場の中央に一人たちて聴衆に対ひ自己の実歴談を聊かの飾りもなく無邪気に語り出でたる時の如きは満場沈鬱感に入りて中には感涙を拭へるものを見受けたり或る一婦人が懷中を傾けて喜捨して去り或る匿名の一青年が寄付金に感賛の一文を添へて投じたるが如きは確かに孤児院の精神が慈善家の心を刺激しつゝあるを証するに足るべし」（『基督教新聞』98・3・18「伊予松山に於ける岡山孤児院音楽隊」）。

確かに、こうした石井の活動によつて、孤児院経営のための経費が「喜捨」として集められ、孤児たちの生活も「あついおまんま」を食べられるくらいにはなつたのかもしれない。慈善会や音楽会に集まつた人々にも「孤児院の精神」すなわち「仁慈的精神」が伝わつていつた。支援のネットワークもつくられていつた。しかし、このネットワークは、孤児や贅助金が岡山孤児院に送り込まれるルートになつただけではなく、石井たちが孤児たちに与えたイメージ、貧困のなかで、犯罪を犯す可能性を持ちながら、他者の憐憫によつてようやく生き延びていく哀れな存在としての孤児の姿を伝えていくチャンネルであり、聴衆たちがいつときの涙で「仁慈的精神」を表す共感とカタルシスの場でもあつた。こうして、石井たちは憐憫の組織化に成功したようではあるけれども、問題は、その憐憫の質のほうであろう。本稿では、孤児・孤児院などの言葉を使ってはいるが、それらの言葉が持つ差別感といつたものが拡がつていつたのも、石井たちの活動のおかげと言えなくはない。孤児と犯罪の関係は、石井が言うほどに、放つておくと犯罪者になつたということはないだろう。勿論、岡山孤児院内部で、盜みが解決すべき問題の一つだつたことは確かである。その際、演説会で履歴を述べた孤児もそつだつたが、それをなくすための戒めや祈りが行なわれる。「逃亡」についても同様だ。たとえば長谷川昇次郎の場合。八九年二月一五日、石井が会堂から帰る「途中一人の孤児の頼りぎなく佇立せるにあつたのが十四歳の長谷川昇次郎で、神から与えられた責任と考えた石井は「連れ帰り墓場に至り神様に依頼し兄弟の約を結んで（小児涙を流して喜べり）朝飯を与へたり」（『日誌』同日）という劇的な始まりで出会い岡山市内の人々に養育を委託されるが（一九日）、一五日には「遁走の報あり」、翌日孤児院の方に連れ帰られる。同年九月にも同じようなことで「昼はにげ夜は帰りて泊る」（9・16）ような状態であつたが、一九日「晩長谷川昇次郎巡査に連れられて帰る由つて之れを縛し懲戒を加ゆるために全く安眠を得ず」。今回は、翌日再び長谷川が逃げたために「長谷川昇次郎を放逐す」ことを決断せざるをえなくなる。しばらく長谷川は銅山などで働く

たのも翌年三月、孤児院に戻ることを認められ、やがて理髪米搗部の世話を任せられたりするが、九一年五月には「長谷川昇次郎子を室内に呼び涙を以て其の不心得をなじる、子涙を流して悔改の意を表して去る」（91・5・5）ようなことも起こっている。ほかにも、理由は書かれない場合も多いが、一八九六年、「藤森りか女を懲戒」（96・4・8）など懲戒、戒めの例は多く、九八年七月四日「若し、人にして全体を害するが如き傾向ありと認むる時は不得止放逐すべしと布告す」との強い態度も示していた。

戒めはしばしば体罰的なものを含んでいた。前述の「極寒の夜蒲団を着ずして寝」たのはおそらく文意から考えて、石井ではなく孤児であつただろう。石井も、体罰は原則的には否定している。一九〇〇年、六月六日には「院長の許可なくして生徒に体罰を加えることを禁ず」と朝集会で命令している（『日誌』）。『岡山孤児院新報』（四四号、00・6）でも「体罰の事に就て」と題する論説を掲げ、「米国辺にては法律を以て動物を苛酷に取扱ふことを禁止するが故に動物はよく人に馴れ親しむ」とを喻にあげ、「妾りに体罰を加ふるは反対の結果を来すこと多く却て反抗の気質を助長すること珍しからず」と体罰のマイナス面に注目している。とはいっても、院長の許可の表現に現れているように、「然れども時には体罰を加ふるの必要あり此の如き場合には十分考慮したる後に之を決行せざるべからず」一時の憤怒にまかせて体罰を加ふるもの多きは嘆すべき事なり故に岡山孤児院にては何人といへども院長の許可なくしては体罰を加ふべからずとの法律あり」とされている。

この「院長の許可」という発言には、国家レベルでの「教育所ニ在ル孤児ノ後見ニ關スル法律」と共鳴する、院長の管理の面での指導性の確立という意図も含んでいる。岡山孤児院は石井十次の創めたものだという常識からすれば、わざわざ石井の指導性を云々する必要はなさそうではあるが、孤児院の組織の複雑化とともに、石井がすべてを見ることが出来ないこと、それが、石井が音楽会や慈善会の引率、高鍋での孤児院の事業などの展開のため、常時岡山に

居れることで倍加したこと、それと忘れられてはならない点であるが、孤児院は最初、石井や岡山教会員を構成員とする孤児教育会の事業でもあったことである。その点で、事実としては院長たる石井が運営しているとしても、制度的にその指導性が保障されたものではない。だからある場合には「事業は一人の首領ながらゐる可らず……共和とか共同とか言ふことはつまり痴人の夢たる也」（98・4・18）とか「予は『宗教的事業家』なり（伝道者と言ふ意味にあらず）……これより予は自らの確信を定め院役者に命令を下だし軍隊組織的に断行せん」（98・4・25）と、一人の首領として專制的な運営を行なうことが決心される。軍事的組織によつて運営されている点でも、救世軍は石井の理想であった。「慈善事業も亦た救世軍的法が適當なり」というのも「十九世紀はもはや個人的競争の時代にあらず実に軍隊組織的運動の時代」であるからである（98・5・24）。

院長の立場の強化は、孤児院經營の現実に対する満足を意味しない。外部への活動として、「孤児貧児を救済し所謂惡漢の根本的治療」を行なうことと誓い、「音楽隊の青年諸君は一身を孤児院のために犠牲にしてやる可し」と勧告しても（00・6・1）、孤児院内部はどうか。ある日「始めて遍く院内を巡視」した時のショックは大きかった。「乱雑見るに堪えず」「あゝかくの如くんば寧ろ解散するに如かず」。青年たちの「ザマ」はどうだ。「失望、落胆の至に堪へず」という有様であった（00・10・16）。彼は思う「孤児院の程度を進めざる可らず」（00・10・19）。

こうして、孤児院内部の青年の堕落を建てなおすべく、孤児院での紀律の問題が語られる。院児、院役者を懲戒する一方で、一般的に、紀律を守るべきことについての警告がなされ（『石井十次日誌』01・6・26）、「禁風令」が發布される（01・10・5）。そして、「孤児院出身者たることを恥づるなかれ」と要請される（01・4・18）。孤児の主体性の養成である。孤児であることではなく「実力の足らぬることを羞づ可し」。何事も「実力を養ふために一生懸命に勉学せよ」、「労働せよ」つまり「心を正直に鍛練せよ」（同）。外からの規律とそれを支えるべき内からの「主

体的」な取り組み。一九〇二年の八月、孤児教育の理想を石井十次は語っている。「半学半働の教育法を全廃し理想的に其の智識と身体とを教養し健全なる青年男女を養成せざる可らず」そのためには「完全なる校舎・荒漠たる運動場・農業の練習場」が必要だ、と(02・8・28)。規律については「米国孤児院の規律を守らしむる方法につきて聞き「憲兵（監視係か……引用者）を要所要所に置きて監督せしむること」という回答を得ている(02・9・24)。これに納得したのか、石井は二日後、「十一時より十二時まで学校監督」を行い、「毎日児童心理学を一時間づつ読む」とを始めている(02・9・26)。

孤児院の入院者数が孤児院の活動の積極性を少しは示しているとすれば、石井が岡山孤児院の内実に落胆したのは、その根拠があったといえるかもしない。一八九七年から一九〇三年にかけて、入院児数は、三六一三八一四四一三一—三八一四一一六六人と変化している。三一人の一九〇〇年が一番低い数字である。参考に入院者から退院者を引いた増加数（死亡者を含まず）はそれぞれ、〇一一二三一一四一三一マイナス二四一一一五で、一九〇一年が一番低くなっている（菊池論文）。また原胤昭の一八九九年未の調査では、それまでの収容人員五三〇人中、在院者二五〇、退院一七二、死亡五四、中途退院二九、逃亡二五をあげている（『東京毎週新誌』00・5・25）。死亡率はというと一〇・一%。同じ原胤昭は明治末年に「全国慈善視察報告書」を著しているが、その中で施設の状態がよくないものとして大阪の愛育社をあげ、その死亡率が一割八分とし「博愛社上毛孤児院岡山孤児院の同率一割一分ニ比較シテ七分ノ倍加ナリ」としているところから見ると、その当時では悪くないということであろうか。

勿論、『岡山孤児院新報』の発行部数は一九〇〇年の六月号は一万七五〇〇部、〇一年一月号は二万部の印刷を誇り、その過程で賛助員は一万を越えたと報道されていた（『岡山孤児院新報』四九号、00・11）。こちらの強調すれば、孤児院は順調に発展しているともいえる。両者ともに正しいとすれば、賛助員の増加にもかかわらず、孤児院本来の

活動が停滞しているのか、孤児自体の数が減少している。換言すれば、石井たちが「孤児」だとみなした孤児が減つてきている可能性もある。しかし、「孤児」特に「無告の孤児」は、非行少年や犯罪少年よりもっと把握しがたい概念だから、統計で判るわけではなかろう。贊助員や公的機関（警察・市役所）を通して岡山孤児院に運ばれてきたものが、たとえ実際は罹災のための一時的避難を求める預け児であったとしても、「孤児」としてカウントされる。統計の数字としてカウントされるだけなら、たとえ間違いがあつてもまだよいであろう。「孤児」として社会的にカウントされれば、そのラベルが一生涯にわたって張らってしまうのであった。

四 「家庭学校」と感化教育の実践

留岡幸助は、監獄教悔師としての経験の中から、犯罪の発生が、犯罪者の青年期の在り方また彼らを取り巻く社会の環境に起因することを学んだ。したがつて「犯罪を予防して社会の健全を保ち、國家の安寧を期」するためには、単なる監獄改良ではなく、「犯罪少年及不良少年を保護教育する感化事業の振起」（「家庭学校設立趣旨書」99・11『留岡幸助著作集』第一巻所収五三一頁、以下『著作集』一などと略す）、さらには社会の環境自体の改善・地方改良が必要だと、留岡は認識を深めていく。さしあたつて、十九世紀から二十世紀の初頭の彼の課題は、感化事業であった。先に検討した感化法が、内務省監獄局の小河らによつて提案される以前に、留岡は、同じクリスチヤンであり石井と同じ高鍋出身の三好退蔵と私立感化院の設立を計画したが、宗教（キリスト教）の役割を肯定する留岡と、脱宗教的な方法を主張した三好の不一致で挫折する。しかし、一八九九年、内村鑑三などの協力を受けて、東京郊外巢鴨に、キリスト教主義による非行少年の収容・教育施設「家庭学校」を設立する。学校と名づけられているように

「教育」を重視するものであった。その後に、感化法の制定がある。感化・教育を重視する留岡としては、理想的な感化は、文部省の管轄であるべきだと考えていた。感化法成立直後、留岡はその様々な不十分さを説く論文「感化事業に就て」を発表した。慈善事業は私立か公立かどちらが優れているか、感化院の種類や対象はどうか。感化院教師の養成の必要。そして、感化院の所轄の問題については「余輩は感化事業を以て純然たる教育事業なりと信ずる」と述べて、感化事業は文部省に属すべきことを主張した。感化は教育であるが故に「警察署、裁判所、委員会、監獄局等の何れにも属せしむべき性質のものに非ず」。それでは「最も適当」な機関は「視学官の下に置く」とであるとしている（00・4、『著作集』一、五四二頁。掲載年月のみ記す、以下同じ）。

それでも現実的には内務省でやむなしとも考えていた。それは、感化教育が、教育はあるが、「普通教育」とは分野が異なるからであった。「感化事業」は「各種の原因に依つて悪化されたる者若くは墮落したる未丁年者を国家の行政的又は司法的機関を通して、強制的に感化するものである」（「感化事業と其管理」『第一回感化救済事業講習会講演集』下五二頁）とされるように「強制」の契機が含まれている。それ故、「私の理想から言へば感化教育は特殊教育であるから文部省の支配下に置くのがよからうと思ふが、併し文部省は事業も多いし今やるといふ訳には行くまいから、之を内務省に属せしめた方がよからうといふ考え方であつた。然るに当局者見る所ありて内務省地方局所轄となしたることは誠に幸なることであった」（同七五頁）としている。これは感化法成立後約十年の回顧の箇所なので、内務省か文部省かと論争になっていた当時は、前引のように文部省に傾いた発言もしていた。感化事業が「普通教育とは大ひに其の趣を異にする」とは（『家庭学校』01・6、『著作集』一、五七八頁）家庭学校設立以来の主張であるから、理想は理想として、現実には内務省に属することに異論はあまり感じなかつたのではないか。実際、彼は内務省の嘱託や警察監獄学校教授を勤めていたから、自己の主張の変化にそれほど矛盾は感じなかつたのであろう。勿

論、留岡も内務省が感化事業に積極的でないことに於いては不満をもらしている。一九〇六年の段階でも「感化事業は内務省の主管」ではあるが「各府県に之（感化院）を設立せざる可らざる筈なれども未だ見るべきの現象なし」という有様は「寔に憚るべきもの」であった（「感化事業私見」06・4、『著作集』一、一一七頁）。これも、管轄についての批判ではなかった。

感化を教育しながら、「強制」を伴った特殊教育としていることは、感化教育自体の内実にある偏りが生じたのではないかとも思われる。監獄局の指揮下には置かないということは、感化は「刑罰を加へたり高い塙を繞らして逃がさぬやうにしたり嚇したりしては往かぬ」（「感化教育」01・6、『著作集』一、六三一頁）という表現にも現れているが、しかし、一方、幼年監のような「司法的機關を通し」たものも後に認めている（前掲「其管理」や「川越幼年監獄を観る」04・7、『著作集』一）。それでは、感化感育のどういう点が「特殊」なのかといふと、感化的対象が、一般の少年ではない、かといって、犯罪者そのものではないが、犯罪に染まりやすい性格を持つていていうことであった。「犯罪人の本源は不良少年に在」る（前掲「趣意書」五三一頁）とされ、「悪むべきものにあらずして寧ろ憐れむべきもの」である「不良少年」は「罪惡の練習所と異なら」ないとこうに生活し（同、五三一頁）、盜み・乱暴・虚言・彷徨といった「不良少年の性質」（「感化院に就て」01・9、『著作集』一、六四五頁）を共有している。この対象認識では、「不良少年」は犯罪・監獄により接近したものとなろう。だからこういう風に言うことが出来た。「恰も空氣の中に『ミヤズマ』と云ふ一種の病菌が片々と浮動して居るやうに、人間社会に一種の少年即ち不良少年と名付けらるゝ者が何れの場所にも居ります。此の不良少年の居りますることの為めに国家或は市長村は非常の迷惑を為し、一人の不良少年の居る為めに家庭の平和を乱し、頗る難渋をして居る」（前掲「感化教育」六二五頁）、社会や國家・家族の乱れから生み出されたはずの「不良少年」も、社会・国家・家庭にとつては、害毒で

あり、迷惑な存在なのだ。だからこそ、彼らを感化院なり、感化学校に隣り檻はなくとも封じ込めて、「強制」を伴つた「特殊教育」を与えるべきだ。

勿論、文部省が統括する「普通教育」に全然「強制」がなかったかといえば、そんなことはなかったであろう。「義務教育」ということば自体、国家に対する義務が強調されたのであり、先にも触れたように、同じ一九〇〇年に義務教育費の国庫負担や小学校令改正による義務教育の無償化が実行に付され、就学率のアップに向けて、官民挙げてのキャンペーンが行なわれ始める。教育が不足していると官僚からみなされたのは、「不良少年」だけではない。国民の一般の子供が、十分教育を受けていない状態であった。その中で議論として出てきたのは、義務教育は権利だから無償という主張ではなく、義務教育を「強制」するためには、無償でなければ国民がその子供を学校に送つてこないだらうとするものであった。サーベル農政ならぬサーベル教育が実態であった。小学校令での「体罰の禁止」規定の確認も、小学校での教師・生徒関係が「特別権力関係」にあることを否定するものではなかった。かえつて、学内での権力的な体質を隠蔽するものであった。その点で、普通教育・感化教育に貫する強制的国民統合の役割は無視できない。しかし、文部省の教育が持つ強制と内務省管轄下での感化事業が持つ強制では性質が違っていたであろう。のちに家庭学校の経営にも関与する留岡清男は明治以来の行政の持つ「児童觀」を類別して、教育の対象とした文部省、救済保護の対象とした内務省・厚生省、行刑の対象とした司法省の三つの流れを摘出しているが(『生活教育論』一九四〇年)行政の内実が持つ違いは無視できない。

強制の質の点では、文部省の教育の下では、一応建前であれ、体罰は否定されていた。しかし、感化法の下では、「重大なる悪行」がある場合は、体罰も必ずしも禁止されない。勿論、感化法制定後のしばらくは、留岡の家庭学校は、代用感化院としても認められていないので、始めから直接的に感化法の体制にはいったわけではない。しかし、

家庭学校概則には次のような項目がある（前掲『家庭学校』五七七一七八頁）。

十五条 生徒ニシテ校則ヲ遵守セズ又ハ校内ノ風儀ヲ破リ生徒間ニ悪感化ヲ及ボシ改善ノ見込ナキコトヲ認ムル時ニハ退校ヲ命ズルコトアルベシ

十七条 本校ノ生徒ヲ監督スルハ之ヲ徳義ノ制裁ニ委スルハ勿論ナリト雖徳義ノ勧誘ニ從ハザル時ヘ検束ヲ加フルコトアルベシ

「検束」の中には、体罰が含まれていたであろう。勿論、現実として、家庭学校のなかで、体罰が行なわれていたかどうかはわからない（仁井論文）。徳義、とくにキリスト教を重視する留岡の性格からいって、体罰が日常的に行なわれていたわけではないであろう。しかし、概則第三条には、家庭学校の目的が「不良少年ヲ父兄ニ代リテ教養スル」とあるように、父兄の「親権」の代行という形をとつており、先に述べたように、親権行使には理論的には体罰を含まっていた。家庭学校が普通教育に入れられた場合、建前ではあれ、そういうた權力を行使することは出来ない。さらに十五条のように、簡単に「退校を命ずる」ことも制限されるであろうし、「教養の方法」として「職業教育」と「德育、智育、体育」に「宗教」を加え、宗教として「基督教」と宣言することは（概則第四条）、文部省訓令一二号（一八九九年）の「教育機関での宗教教育の禁止」の命令に照らして、難しくなつていていたであろう。

家庭学校では、教育の対象として「八歳より十六歳に至る少年」で「改心し難き少年又は品行方正ならざるもの」・「浮浪漂泊の少年」・「不道徳なる父母の許に在りて適當の教育を受くる能はざるもの」・「犯罪の傾向ありと雖改良の見込あるもの」（十二条）を例示している。確かに「犯罪の傾向あり」ならば「虞犯少年」ということであり、いわゆる「不良少年」の概念に当てはまるであろうが、「浮浪漂泊」などはいわゆる「孤児」なども含まれることになるであろうから、一概に、犯罪人の卵とは位置づけられないであろう。たとえば、開校十年間を振り返った『家庭学校回顧十年』には十年間の成績として、「不良少年」を「窃盜児」「怠惰児」「乱暴児」「浮浪児」の四つに分類して、

その例をあげている。この中で大人であれば犯罪になる可能性が高いと思われるのは、「窃盜」ということになろうが、その例の記述は次のようなものだ。「某生、縷葉子を窃取するの風ある趣にて、現に本月十一日の如きも、鶏の餌を戸棚に入る際、窃取したる形跡あり／＼A生、猫の餌として買ひ置きたるニシンを窃み喰ふ。往々猫の椀中のものを食うて平氣なり」(四一頁)。院内で、悪戯半分に、様々なものを盗んでいるのが事実としても、「窃取するの風ある趣」というのは「犯罪」を犯した明らかな証拠とは言いかねるような表現である。「生徒の性癖」としても「放縱」「強情」「執拗」「無作法」などを挙げているが、確かに青年期の取扱いににくい性質であるにしても、「改過遷善と云ふことは、非常に困難」とまではいいきれないものであろう。彼らが、そのまま放置されれば、犯罪人になつたともいいきれない。なかつたともいいきれない。ただ、家庭学校が東京府の代用感化院として認められるのが、この『回顧十年』が著わされる直前の一九〇九年二月のことであり、十月現在十五人を引き受けているだけなので、感化法が対象にしているような「悪質」な「不良少年」が含まれなかつたのである。

『回顧十年』は述べる。「代用感化生は、本校の生徒と同調異曲の人物であります。が、流石にお上の手数を掛けた人物だけあつて、何處かに余程違つた所があります。其世智に長けて、頭の敏捷に働く所などは、単に放肆度し難しと云ふ不良少年とは、自ら其の撰を異にして居ります」(三〇頁)。ここでは、感化生と「不良少年」を区分けし、前者を程度においてより悪く、「犯罪」により接近したものととらえている。

感化法の適用された少年は、確かに「お上に手数を掛けた人物」ではあるが、感化法は「犯罪少年」や「虞犯少年」だけが対象ではなく、「不良行為」という曖昧な行為で網を張った上での少年が対象であった。留岡も、感化法による入院の対処者が「犯罪分子」・「不良の傾ある者」・民法上の懲治人などの区分けし、処遇においても「適当の区分を附」することを求めていた(前掲「感化事業に就て」五四一・四二頁)。しかし、留岡自身が、「不良少年」

に對して、「ステイグラム」を貼りつけていないだろうか。大体「不良少年」という言葉 자체が、一種の「レッテル」であろう。犯罪人というのもある種の「レッテル」と言えなくはない。「犯罪人」として検挙されるのは、その社会のなかでの道徳感だけではなく、犯罪人として検挙する警察、検察の能力・意志の問題、あるいは「犯罪」と指定する法律の存在などに規定されている。「不良」「非行」という言葉はもっと曖昧である。一章で述べた未成年者喫煙禁止法の制定の結果、未成年の喫煙は行政処分の対象となつたが、刑法上の犯罪ではないはずであるが、實際には、おそらくそれ以前から、警察の取締りの対象には入つてゐる（宮園千代吉『警察学』一九〇一年の「貧民警察」）。かつ、強制的に「不良少年」を感化院に収容するのも「警察上の行為」である。司法において判決を受けたわけではないものも含み込まれる。その点では、警察の捜査・捕縛の積極性によつて、「不良少年」の数は左右されることになる。ということは、客観的な存在としての「不良少年」は、確定しがたいことである。事例としてあげられてゐる「不良少年」の悪い性質は、一般の少年についても言えるわけであるし、未成年の犯罪者について言える可能性も持つてゐる。しかも「不良少年」は即犯罪少年ではない。

實際、留岡幸助の家庭学校に預けられた「不良少年」は、犯罪に直接関係のあつたものが、多数を占めたわけではない。設立のかなり早い時期の家庭学校を紹介した「家庭学校參觀記」（『東京毎週新誌』00・6・15）に挙げられている在校生の「入校前の様」は次のようなものである。「一、朝、親が幾度起こしても、中々臥床を出でず、おきてても顔をふくらしてぶつぶつとおこつて居る、二、よふやくの」とで学校にやれば、途中で遊んで居て、学校には行かぬ、よし行つた処が大抵は、そくに勉強もせで朋友と喧嘩口論して帰つてくる、三、甚しくすると、親の知らぬ間に、金錢を盗み出して、放蕩をしたり、車夫馬丁の輩に伍して牛肉屋に上る、四、相当の資産家の子でありながら、時には野宿などをすることもある、五、なほ甚しいものに至つては、刃物をもち出して、親に切つてかゝる」。不登

校・授業拒否や家庭内暴力として、これらの中には現在でも「非行行為」の前兆と考えられるがちなものも含まれているかもしないが、「義務教育」を離れて強制を伴う「感化教育」に収容するほどのものではないケースが多くたつのではないか。家庭学校に勤めて二年になるという小塩静堂（高恒）も、「不良少年」が「窃盗の病ひ起りて制し難きもの、利慾の情熾にして犯罪の傾向あるもの」という犯罪少年に近いものから「虚言を吐て人を欺」いたり「父母昆弟に孝順ならず常に其の配慮を煩はす」のような「人生の常道を脱したるものがら」だとしたうえで、彼が出会った数人の「不良少年」の例を挙げてはいるが、それらも多少問題行動を含むかもしれないが、ただちに「犯罪少年」と類似しているとは言えないものが多（「感化教育論」『東京毎週新誌』02・8・1～9・14）。

勿論、留岡にしても、人間の一般的な「悪への可能性」を前提にはしていない。小河とは違つて、その点では、性善説的な児童觀を保持している。ルソーやペスタロッチの影響を受けて人間の自然の可能性を強調している。犯罪においても、人間の遺伝的な要素よりも、生まれた後の社会的な環境を大きな原因としているのも、タブラ・ラッサとしての各個人の平等な発達可能性を前提にしている現れだともいえよう。しかし、一方で、「不良少年」を社会に悪を広げる病毒（ミヤズマ）だという喩え方にも窺えるように、「不良少年」とみなされたものに対する固定した考え方があるようにも思える。犯罪の原因是「先祖よりの遺伝」ではないとしながらも「社会の環境」自体は「遺伝」的に親の世代から子の世代へと伝えられていくことを承認する。白紙であるが故に、悪い家庭の環境に生まれたものは、「不良少年」になりがちであり、「犯罪」に陥りがちであり、長じても悪い家庭をつくらざるをえない、という形で、悪い環境にある家庭と犯罪の再生産構造が受けつがれていく。「元来人間に上等下等の別はないものなれども、社会境遇の然らしむる所より所謂上等社会、下等社会なるものあり、されば貧民部落に住む所の貧民は先づ下等なるものと見て可ならん、而して下等の生物に生殖力旺盛なりてふ原則は此処にも適用せられて、……子沢山の現象を生ずる

者也」（「可憐なる斯民を如何せん」01・11『著作集』一、六四八頁）。

留岡にとって、「不良少年」と呼ばれた個々の少年の運命は勿論重要なものであった。しかし、彼の前に現れたのは、単なる少年ではなく「不良少年」である。「犯罪」の傾向は生まれながらに持つてゐるのではないにしても、犯罪者になりやすい「社会の環境」の下にある存在であった。犯罪に対することは出来る。しかし「刑罰」も「單に手段に過ぎぬ」のであって、目的ではない。それに、刑罰の目的も、時代によつて変化をしている。犯罪者自身を「威嚇」する時代、犯罪者を「改良」する時代、折衷の時代と変化を重ね、現代では「社会を防衛すること」が目的である」とも考えられてゐる。しかし「社会を防衛するには犯罪者を罰する」のであれば、ますます「犯罪者は産えて来る」。ここで考えられたのが、「一種の犯罪者は拘禁制度で自由刑を行ない、或る一種の犯罪者には監獄外」で処遇することであった（「理想的行刑制度」02・2、『著作集』一、二～三頁）。その点では、犯罪に対する単なる刑罰ではなく「感化」を図ることが目的とも言える。犯罪人を監獄に入れない「矯正」方法として、「保釈法と罰金制度と条件付裁判と感化事業」を例示して いた（前掲「感化院に就て」六四四頁）。感化事業は犯罪者処遇の進歩にもかなつて いる（院内処遇から社会内処遇へ）。

とはいゝ、家庭学校がめざすものは、犯罪者一般の感化ではなく、「不良少年」を対象としたものであり、「社会環境」そのものの変革ではなく、とりあえずは、「犯罪」に陥るかもしれない「不良少年」の自然に持つた天分を開発することで、悪い環境に影響されない、独立自営の人間を作り上げていくことであった。犯罪の問題はクリスチヤンたる留岡にとっては神に背いた原罪に通じるものであり、罪を癒すためには、再び神に向きあう（悔い改めた）信仰が必要だと考えられた。しかし、家庭学校に送られてくる子供たちは、留岡の考えに合わせて いえば、めざすべき自助独立の精神のない状態にある。かつ生きていた社会環境は犯罪に陥る問題性を孕んでいた。こうして、留岡に課

せられた教育・感化は、いわば無からの創造であり、そのために家庭学校という箱庭のなかで行なわれる、実験ともいえるものであった。外界の社会の現実が「乱麻的社會」であるがゆえに、社会から隔離した虚構の社会が、学校中に造られる。いわく「家族制度」「家族的学校」「天然の教育」「實物教育」などなど。「普通教育とは大ひにそ
の趣を異」にして「不良少年の境遇を転換する」ことをめざす感化教育は、人間社会になくてはならぬ家族の「愛の團欒」の中で「不良少年」を成長させる必要があり、教育を実効たらしむるには「家庭にして学校、学校にして家庭たるべき境遇に於て教育」しなければならない。そこで教育も知育に偏重するのではなく、宗教に基づく德育、自然との調和に根ざした体育を平行して行なわれねばならない。自然に働きかける農業が重視され、「天然の勢力に富む北海道」が教育の理想の場として挙げられている（前掲『家庭学校』）。しかも、要請される「家庭」「自然」は「不良少年」たちが生きた家庭や自然とは離れた人工的なものであった。さらに、人工的に造られた「家庭」や「教育」は現実の家庭や教育が持つ（はずの）私事性を喪失したものであった。

もつとも、社会から隔離されたはずの家庭学校のなかの社会は、現実の社会の特徴から離れたものではない。「家庭」といつたものも、「クリスチヤンホーム」を留岡が前提にしているとしても、「家族長なる男子ありて一家を監督」（同、五九一頁）し、それを補佐し「家庭の道德的中心力」（同、五八一頁）とされるのは「主婦 matron」であるように、近代的な家父長制（バダンテール『母性といふ神話』）をモデルにしたものであった。のちに北海道において展開される「分家制」にしても、地主・小作人の関係をつくったにすぎないともいえる（高瀬善夫『一路白頭ニ致ル』）。その点では、家庭学校は、現実の大きな社会を模倣した小さな社会であり、家庭学校での实物教育は、現実の社会への適応する力を生徒たちに身を付けさせる、その点では「馴化」の機能を十分に果たし得たのかもしれない。しかし、小さな社会は大きな社会をかなり偏らせて写しだしたものだということ、正確に写しだしたとしても、

大きな社会自体が留岡が指摘していたように解決すべき課題を持つていたこと、小さな社会が大きな社会から離れているということそれ自体が「家庭学校」を一般社会から閉ざされたものにしたことは無視できない。

ところで、留岡の思考のなかでは、不良少年は社会のなかでは、隔離されるべき存在であった。「天然の勢力に富む北海道」は、「国家の不健全なる分子は北海道の如き原野に送致」する必要の例示として挙げられた場所でもあった。不良少年個人の立ち直りという課題より以上に、「国家の生存条件」が重視される（同、六〇二頁）。勿論、その姿勢は、江湖の政治家、知識人、「慈善家」に自己の思想・計画をアピールするためのものと考えることも出来よう。留岡の「主体的意図」（小林論文、九一年）や善意を、他の別の所に、例えば少なくとも当時公表されることのなかつた日記やメモのなかに見つけ出すことは出来よう。しかし、公に表明された言説は、警察監獄学校教授・内務省嘱託、代用感化院家庭学校校長としての留岡の発言として受容された、という基本的事実から、ここでは出発している。社会・国家の危機をもたらす「有害分子」というイメージは、不良少年の実態がどうであれ、たとえ、家庭学校で実際に「教育」している少年たちの実像とは違っていたとしても、官製のネットワークを通じて、国民の「不良少年」像を形成するのに、一役を買つていただろう。その像は、「普通の少年」とは異種なものであった。留岡も、「不良少年」に対して「レッテル」を張りながら、それでも善意にその「感化」を希求したのではあったが、「不良少年」のために造られた家庭学校に対しては、大きな社会から、もっと大きな「レッテル」が張られることになる。

むすびにかえて

本稿では、一九〇〇年に制定された「子供」に関連するいくつかの法律を取り上げ、日本における「子供の発見」

が秩序を乱す「問題としての子供」に対する政策として現れたことを垣間見た。いうまでもなく、犯罪者、非行少年、孤児といった子どもの在り方が自明の現実として存在しているわけではない。ある行為が犯罪とされたり、非行とされるのは、あるいはある子供が、犯罪者や非行少年、孤児とされるのは、その行為や、存在の容観的な性格だけではなく、社会のなかで、ある行為や存在を、犯罪、犯罪者、非行、非行少年、孤児と指定するような政策、法、運動といつた「主体的意図」の介在なしにはありえなかつた。割り切つた言い方をするならば、例えば、孤児という存在は、客観的に、両親を失つた状態にある子どもというのではなしに、石井十次たちの孤児院経営者を中心とする人々が、孤児救済を意図することによって、作り出した概念なのである。非行少年という存在も、小河滋次郎や留岡幸助が感化法や家庭学校の成立に努力する中で、犯罪に関わると彼らが考えた少年層の中から作り出された概念である。勿論、その概念形成の際に、彼ら（石井、小河、留岡）を取り巻く社会意識が入りこみ、彼ら固有の意識とまささつて、犯罪者、非行少年、孤児にまつわる差別感、マイナスイメージが、あたかも、客観的にそうちだといふように、インプットされることになる。「天下無告の孤児」「社会への害悪としての不良少年」といつたイメージである。だからといって、実践の場で、石井や留岡がともに生きなければならなかつた子供たちが、そのイメージ通りでないことも、彼らは実感的に知らないわけではなかつた。しかし、憐れむべき対象としての、救うべき対象としての、恐るべき対象としての、孤児や非行少年、犯罪者に対するイメージはひとり歩きし、現在の我々の意識のなかにまで入り込んでいる。確かに、小河にしろ、石井にしろ、留岡にしろ、社会事業のそれぞれの分野での先駆者といわれており、筆者もそれを否定するものではない。だからこそ上に述べたよだな観点から先駆者の実践を再定義することが、とりわけこの社会福祉の「冬の時代」には必要だと思われるるのである。

(註) 本稿は紙数の関係で、出典を割註につけただけに終わっているので、最低限、本稿作成について、示唆、恩恵をこうむった参考文献と拙稿を次に挙げておく。なお、本文中の引用の資料の下の数字、例えば00・4・3は一九〇〇年四月三日、93・2・8は一八九三年二月八日を示す。文脈で年が判る場合や月刊誌の日付は省略した箇所もある。傍点は引用者による。

- 秋定嘉和
鮎川潤
細井勇
一色哲
菊池義昭
小林仁美
室田保夫
二井仁美
奥平康弘
斎藤薰
斎藤利彦
桜井哲夫
佐藤直樹
佐藤直樹
田原宏人
田中和男
徳岡秀雄
上野加代子
- 「資料紹介 原胤昭『全国慈善事業視察報告』『池坊短期大学紀要』一三一～一五号、一九九三～九五年
『少年非行の社会学』世界思想社、一九九四年
「親権と児童の権利」感化法に関する一考察」『福岡県社会保育短期大学研究紀要』一九九一年
「メディアとしての音楽幻燈隊と岡山孤児院」『キリスト教社会問題研究』四四号、一九九五年
『近代日本における岡山孤児院の役割に関する研究』一九九七年
「一九〇〇年の感化法制定に関する一考察」『人間文化研究科年報』（奈良女子大学大学院人間文化研究科）五号、一九九〇年
「日潤戦後における留岡幸助の思想と行動」『キリスト教社会問題研究』三九号、一九九一年
『キリスト教社会福祉思想史の研究』不二出版、一九九四年
「家庭学校における生徒の入校の様相」『大阪教育大学紀要IV 教育科学』四四一一、一九九六年
『憲法III』有斐閣、一九九三年
「感化法成立の経緯」『人間研究年報』（お茶の水女子大学人間文化研究科）一七号、一九九三年
『競争と管理の学校史』東京大学出版会、一九九五年
『不良少年』筑摩書房、一九九七年
『大人の「責任」、子どもの「責任」』青弓社、一九九三年
『へ責任』のゆくえ』青弓社、一九九五年
『授業料の解像力』東京大学出版会、一九九三年
『酒と健康』『キリスト教社会問題研究』三七号、一九八九年
『少年司法政策の社会学』東京大学出版会、一九九三年
『児童虐待の社会学』世界思想社、一九九六年